

[明石市労働組合連合会への回答]

年末一時金及び2024年度賃金改善等
に関する要求について（最終回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- 1 期末勤勉手当については、本年の人事院勧告を踏まえ、一般職にあっては、0.10月相当額を引き上げる考えです。
ただし、本年の給与改定的前提となる国家公務員の給与改定については、通常12月の期末勤勉手当の支給前に行われる国家公務員法の改正の見通しが立っていない状況です。
このため、本市における給与改定の時期及び方法については、今後の国の取扱いに準じて決定する考えであり、協議すべき事項は協議していく考えです。
なお、現行の条例・規則等に基づく期末勤勉手当は、12月10日に支給します。
- 2 給料月額については、本年の人事院勧告どおり引き上げる考えです。
ただし、期末勤勉手当と同様の事情により、本市における給与改定の時期及び方法については、今後の国の取扱いに準じて決定する考えであり、協議すべき事項は協議していく考えです。
- 3 地域手当及び扶養手当については、本年の人事院勧告どおり改正する考えです。
- 4 任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員に対する人事院勧告を踏まえた給与改定の適用時期については、本年度より、期末勤勉手当を支給する職員を対象に、正規職員に準じた取扱いに改め、当該年度に遡及して適用する考えです。

5 再任用職員2級に適用している給料月額については、現在、フルタイム勤務の場合、1月あたり5,000円を加算しているところですが、2025年1月から、さらに5,000円（合計10,000円）を加算する措置を、本市における人事院勧告を踏まえた給与改定と合わせて実施する考えです。

なお、期末勤勉手当と同様の事情により、条例改正が1月以降となった場合、当該加算分については、条例改正後に遡及して支給する考えです。

また、再任用職員の給与水準については、今後も、財源の問題や、近隣他都市との均衡等も考慮しながら、引き続き、検討していく考えです。